



アスモ新聞はアスモのホームページ www.asumo-kaigo.jpからもご覧になれます。
上記のアドレスか【在宅介護センター・アスモ】で検索してください。
「人に喜ばれる仕事を！」のアスモは、みなさまとの新たな出会いをお待ちしております。



一橋大学 日本にはじめて「性格タイプ診断テスト」を紹介した作家の鈴木秀子さんが、表取次でスタンフォード大学で教鞭を執っていたとき、同僚の友人から聞いたこんなお話があります。

「お母さんの香水」

スラム街で育った少年と、少年が4年生のときの女性教師のお話です。

その教師は、クラスの中でその少年だけではどうしても好きになれませんでした。いつも汚い格好をして、授業中は居眠りをしていたからです。そんなある日、少年の過去の学籍簿を見ていると、彼が1年生のときの学籍簿に目が留まります。「優秀で素直ないい子。この学校の誇りです」と書いてありました。教師は驚いて、2年生のときの学籍簿を確認します。「お母さんが病気になる毎日が大変なようだが、それでもめげず、よく勉強しています」。そして3年生のときの学籍簿には「母親死亡。父親がアルコール中毒になった」と書かれていたのです。

それを見て、教師ははじめて、10歳の男の子がどんな辛い想いで毎日を通っていたのか思い知らされ、男の子の傷ついた心に気づくことができなかつた自分の感受性のなさを反省します。

翌日から長期休暇に入るという日、教師は少年に言いました。「先生は休みの間、学校に来る日が多いから、もし家にいるのが大変だったら、ここにきて勉強する？」すると、少年の目がキラキラと輝きます。少年は休みの間中、教師の横で勉強をしました。

そんなある日、少年がボツリと、今日は僕のお誕生日なんだ。と言いました。少年が教師から受け入れられたと思いはじめ、はじめて心の扉を開いたから、その言葉でした。その日の夕方、教師が花束とケーキを持参して少年の自宅を訪ねると、薄暗い部屋に一人でぼつんと座っていた少年が、みるみる笑顔になりました。

二人で楽しい時間を過ごして帰ろうとすると、少年は家の奥から小さいビンを持って来ました。「これ先生にあげる」と言っていて差し出したピンは、ふちを蠟(ロウ)で固めてありました。お母さんが使っていた香水で、彼にとっては唯一の宝物。香水が逃げないように、大事に蠟で蓋をしていたのです。



その後少年は勉強を続け、成績はどんどん伸びていきましたが、6年生のとき、教師の転勤で二人は離れ離れになってしまいました。しばらくして、教師は少年に手紙を書きます。しかし少年からは返事が来ませんでした。もう少年とは縁が切れたような気持ちでいましたが、ある日、思いもかけず返事が来ました。「先生のおかげでいい高校に入ることが出来ました。ありがと。ごさいます。3年後、今度はカードが届きました。「高校を無事卒業しました。卒業後は〇〇大学の医学部に進みます。さらに10年近く月日が流れ、少年のことも忘れていた頃、「先生のおかげで僕は医師になり、素敵な人と結婚することになりました。ぜひ結婚式に来てください。」という招待状が届きました。

結婚式当日、教師は大事にしまっていたあのビンの蠟の蓋を開け、底の方に少し残った香水をつけて出席しました。立派な医師に成長したあの少年が教師をハグしてひとこと「ああお母さんにおいだ」とつぶやきました。そして「お母さんが生きていたら、お母さんに座ってもらおう席でした。」と言って、自分の隣の席に教師を座らせたのです。

：私たちもお仕事とは言っても、「ご利用者さんとの相性や好き嫌い」というものも、生身の人間である以上時としてあるものです。私もかつて現場に入っていたころ、暴言を吐いたり杖を振り回して暴れる50代の男性利用者が苦手で、「自宅に伺うのが憂鬱でした。しかしそんなご利用者を、二人の妹さんは、結婚して家庭があるにも関わらず、遠方から週に何度か交代で身の周りの世話に来ていました。二人の妹さんは、「今は兄もあのような状況ですが、父を早くに亡くし、私たちがために高校進学をあきらめ、一生懸命働き、高校・大学まで出してくれたので」とお話しされ、その時、私は「ご利用者の本当の姿を知ったのです。その後、ご利用者と私の関係が素晴らしい改善したのは言うまでもありません。ご利用者が変わったのではなく、私のご利用者に対する見方が変わったのです。人は変えられないが、自分を変えられるとはこのことなのでしょう。この出来事は私に想像力を働かせお仕事することの大切さを教えてくれたのです。今も、「自分が変えられる所はないか?」「想像力が足りないということはないか?」と常に自問自答しながら、毎日のお仕事をしています。



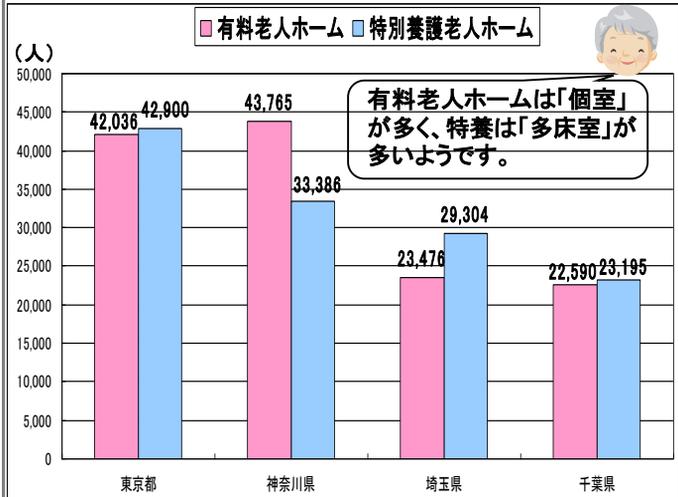
こんにちは。相談員の小川です！首都圏の老人ホームは、現在、どれくらいあるのかご存知ですか？

今回は、**有料老人ホーム**と**特別養護老人ホーム**の「定員数」「ホーム数」を調べて比較してみました！

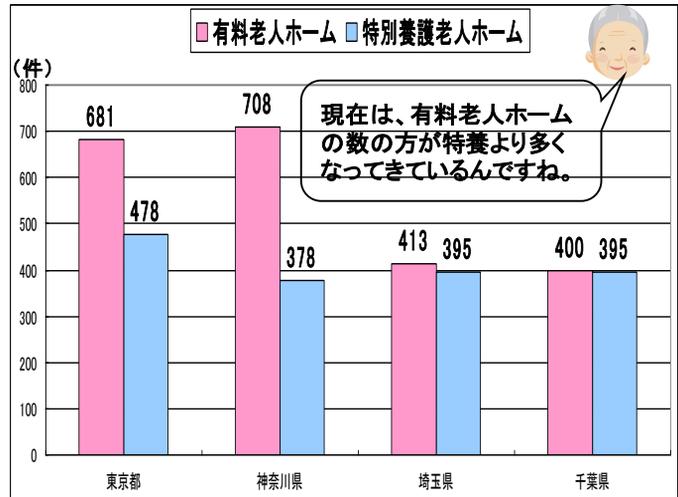


相談員・小川

定員数(地域別) (平成27年4月時点)



ホーム数(地域別) (平成27年4月時点)



平成27年1月から、相続税および贈与税のルールが大幅に変わり、課税対象となる方々が増える見込みです。当社にもいくつかのお問合せがあったことで、専門家のご意見をお聞きし共に勉強していきたいと思い、3月号の紙面より「暮らしと相続の相談窓口」を運営されている司法書士門脇法務事務所の門脇紀彦先生に記事連載のお願いをいたしました。

「自宅不動産相続の問題回避法」

相続で揉める要因でとても多いのが、自宅不動産の相続です。自宅不動産は分割や売却が容易でないため、自宅を相続する人に相続分が偏ってしまうので、他の相続人が不満を抱えてしまうことが多く、遺産分割の話合いがつかないのではないのでしょうか。

さっそく事例を見てみましょう。

家族構成は母・長女・長男の3人。長女には子が3人、長男にも子が1人います。長男家族は父母と同居し、長女家族は自宅から離れた地方マンションに住んでいます。

父は2年前に亡くなって、自宅不動産(評価1億円)と預貯金・株などの金融資産(2000万円)は母が相続しました。

・母の想い

「長男に自宅を引き継ぎ、代々のお墓も守ってもらいたい。夫が亡くなってから体調を崩すことが多くなり、今後の自分の介護や相続の問題について何から始めたらいいか悩んでいる。」

・長女の想い

「長男は今まで家賃のかからない自宅で過ごしてきたのに比べ、自分は家を建てるのにローンをし、子どもの教育費も払ってきた。にもかかわらず長男が家をもらい自分の相続分が少ないのは納得がいかない。長男は母の面倒もあまり見ていないようだ。相続の時は長男には少し身銭を切ってもらってでも、お金を払ってもらいたい。」

・長男の想い

「実家に住んでいるとはいえ、家も古くなってきて修繕費もかさむ。固定資産税も自分が払ってきた。これから母の面倒も見なくちゃいけないのに、外に行くと大変さも分からない長女と同じ相続分というのもおかしい。」

この場合、通常勧められるのが「遺言書」です。お母様が自宅不動産を長男に引き継ぐようにして、金融資産を二人で分けるような内容のものになるでしょうか。ただ、自宅不動産の割合が高いので、長女は法定相続分(2分の1)で分ける金額(6000万円)よりもはるかに少ない金額しかもらえないことになってしまいます。また、金融資産を全てもらったとしても遺留分(3000万円)よりも少ない金額です。遺言書を書くにしても遺留分が主張されることを想定しておくべきですが、この遺留分の支払い方法を細かく設定することは遺言書ではできません。また、お母様が万が一認知症になってしまったりすると、財産管理などに支障をきたすこともあります。

そこでこういった問題に対応できるのが、「民事信託」の制度です。信託の仕組みを使えば、遺留分の細かい設定や財産管理方法なども今のうちから決めておくことができます。介護の貢献に応じた相続分の決定などもできます。

ご相続の準備や民事信託についてのお問い合わせはこちらにご連絡ください。



東京都世田谷区祖師谷3丁目4番7号伊地智ビル1階
「暮らしと相続の相談窓口」
 司法書士門脇法務事務所
 東京司法書士会世田谷支部 支部長 門脇紀彦
 電話03-5429-1096



たんぽぽミニ勉強会の報告

平成27年8月28日(金) 18時から、事務所にミニ勉強会を開催いたしました。

今回は、「認知症」について学びました。

認知症にはいくつかのタイプがあり、主に、「血管型認知症」、「アルツハイマー型認知症」、「びまん性レビー小体型認知症」、「ピック症」に分かれます。

「認知症」はそれまでに蓄積された知能が失われ、日常生活に支障をきたす病気です。

「認知症」の症状や困ったときの対応事例を取り上げ、注意点や対応方法などを話し合い勉強しました。

改めて、本人を否定しないで、同じ世界に立つことが重要だと実感しました。

参加してくださった7名のヘルパーの皆さん、お疲れさまでした。

(たんぽぽ介護所長 村岡志づ江)

